

藤岡市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月サービス提供分より適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(1)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(1)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12単位	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(1)1週に2回程度の場合		23単位	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(1)1週に2回を超える程度の場合		37単位	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	÷ 30.4日	1単位	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止

藤岡市通所型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月サービス提供分より適用

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
A6 1111			通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798 1月につき			
A6 1112			通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	59単位 59 1日につき			
A6 1121			通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621 1月につき		
A6 1122			通所型独自サービス12日割	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	119 1日につき			
A6 C211			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	事業対象者・要支援1	18単位	-18 1月につき			
A6 C212			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1 1日につき	
A6 C213			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位	-36 1月につき	
A6 C214			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1 1日につき			
A6 D211			通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位	-18 1月につき	
A6 D212			通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1 1日につき	
A6 D213			通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位	-36 1月につき	
A6 D214			通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位	-1 1日につき	
A6 8110			通所型独自サービス中山間地域等加算加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%	加算 1月につき			
A6 8111			通所型独自サービス中山間地域等加算日割	所定単位数の 5%	加算	1日につき			
A6 6105			通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき	
A6 6106			通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752 1月につき	
A6 5612			通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47 片道につき			
A6 5010			通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100			
A6 5002			通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	算定終了			
A6 6109			通所型独自サービス若年性認知症受入加算	二 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240			
A6 6116			通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位加算	50			
A6 5003			通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200			
A6 5004			通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150			
A6 5011			通所型独自サービス口腔機能向上加算 II	(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160			
A6 6310			通所型独自一体的サービス提供加算	テ 一体的サービス提供加算	480単位加算	480			
A6 5006			通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	算定終了	
A6 5007			通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	算定終了	
A6 5008			通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	算定終了	
A6 5009			通所型独自複数サービス実施加算 II			(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	算定終了
A6 5005			通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算	算定終了			
A6 6011			通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6 6012			通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6 6107			通所型独自サービス提供体制加算 II 1			(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108			通所型独自サービス提供体制加算 II 2				事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6103			通所型独自サービス提供体制加算 III 1				事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104			通所型独自サービス提供体制加算 III 2	事業対象者・要支援2	48単位加算	48			
A6 4001			通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6 4002			通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A6 4003			通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	算定終了			
A6 6200			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20単位加算	20 1回につき		
A6 6201			通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6311			通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算	40			
A6 6100			通所型独自サービス処遇改善加算 I	ウ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算			
A6 6110			通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6 6111			通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6 6118			通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6 6119			通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6 6114			訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A6 8001			通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259 1月につき	
A6 8002			通所型独自サービス11日割・定超			日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	41 1日につき
A6 8011			通所型独自サービス12・定超			事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535 1月につき
A6 8012			通所型独自サービス12日割・定超			日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	83 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
A6 9001			通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259 1月につき	
A6 9002			通所型独自サービス11日割・欠			日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	41 1日につき
A6 9011			通所型独自サービス12・欠			事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535 1月につき
A6 9012			通所型独自サービス12日割・欠			日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	83 1日につき

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止

藤岡市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和6年4月サービス提供分より適用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント		442単位	442		
AF	2112	介護予防ケアマネジメント・高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	高齢者虐待防止措置未実施減算	438単位	438	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント・高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算		4単位減算	業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位	434
AF	2114	介護予防ケアマネジメント・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4単位減算	438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300		
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300		

・水色→新設 ・黄色又は赤字→変更 ・灰色→廃止